

千葉県報

定例
令和8年3月10日

第14124号

千葉県報

令和8年3月10日(火曜日)

主要目次

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	一
○ 児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則	一
○ 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	二
告示	二
○ 令和八年度における千葉県報の購読料の決定	二
○ 特定計量器の定期検査の実施	四
○ 土地改良事業計画の変更認可	四
○ 保安林の指定	四
○ 道路の供用開始	四
○ 都市計画公園事業の事業計画の変更認可	四
○ 千葉県収入証紙売りさばき人の継続	四
○ 平成四年千葉県告示第三百九十四号の一部を改正する告示(二件)	五
○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	五

規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十日

千葉県規則第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

千葉県知事 熊谷 俊人

サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年千葉県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条の見出し中「変更」を「再開」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「別記第三号様式」を「別記第一号様式」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「別記第四号様式」を「別記第二号様式」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第三条とする。

第五条中「別記第五号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

別記第一号様式及び第二号様式を削る。

別記第三号様式中「~~別記第三号様式~~」を「~~別記第三号様式~~」に改め、「~~別記第三号様式~~」を削り、同様式を別記第一号様式とする。

別記第四号様式中「~~別記第四号様式~~」を「~~別記第四号様式~~」に改め、「~~別記第四号様式~~」を削り、同様式を別記第二号様式とする。

別記第五号様式中「~~別記第五号様式~~」を「~~別記第五号様式~~」に改め、「~~別記第五号様式~~」を削り、同様式を別記第三号様式とする。

附則

1 (施行期日)
この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 (経過措置)
この規則の施行前に、改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則別記第三号様式から第五号様式までの規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十日

千葉県規則第五号

児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年千葉県規則第二百十号)の一部を次のように改正する。

千葉県知事 熊谷 俊人

第八条を削る。

第九条の見出し中「変更等」を「再開等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「別記第九号様式の二」を「別記第八号様式」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「別記第九号様式の三」を「別記第九号様式」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第八条とし、第十条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。

別記第八号様式及び第九号様式を削る。

別記第九号様式の二中「第九号様式」を「第八号様式」に改め、「四」を削り、同様式を別記第八号様式とする。

別記第九号様式の三中「第九号様式」を「第八号様式」に改め、「四」を削り、同様式を別記第九号様式とする。

別記第十号様式中「第十号」を「第九号」に改め、「四」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則別記第九号様式の二から第十号様式までの規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第六号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和六十二年千葉県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別記第七号様式中「冷蔵・冷凍」を「食塩・冷蔵」に改め、「自動販売機」の次に「全自動調理機」を加え、

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業 生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

を
に改め

別記第十号様式中「冷蔵・冷凍」を「食塩・冷蔵」に改め、「自動販売機」の次に「全自動調理機」を加え、

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
--------------------------------	--------------------------	-------------------	--------------------------

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業 生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
--------------------------------	--------------------------	--	--------------------------

を
に改め

別記第十一号様式中「冷蔵・冷凍」を「食塩・冷蔵」に改め、「自動販売機」の次に「全自動調理機」を加え、

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
--------------------------------	--------------------------	-------------------	--------------------------

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業 生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
--------------------------------	--------------------------	--	--------------------------

を
に改め

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の食品衛生法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

示

千葉県告示第三百三十一号

千葉県報発行規則(昭和三十年千葉県規則第十五号)第十六条第一項の規定により、令和八年度における千葉県報の購読料を次のとおり決定した。

令和八年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人
一ページにつき三円。ただし、別冊は、別に定める額とする。

千葉県告示第三百三十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で行うこととした定期検査を除く。以下において同じ。）

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
旭市	令和八年五月十一日	旭市高生一番地 旧旭市海上出張所	午後一時三十分から午後三時まで
	令和八年五月十二日	旭市二の二、七八七番地一 旭市民会館	午前十時三十分から午後三時まで
	令和八年五月十三日	〃	〃
	令和八年五月十四日	〃	〃
	令和八年五月十五日	旭市南堀之内一〇番地 旧旭市干潟出張所	〃
	令和八年五月十八日	旭市横根三、五二〇番地 旭市保健センター	〃
市原市	令和八年四月十三日	市原市平野五八三番地の三 市原市役所加茂支所	午後一時三十分から午後三時まで
	令和八年四月十四日	市原市有秋台西一丁目三番地 二 市原市立有秋公民館	午前十時三十分から午後三時まで
	令和八年四月十五日	市原市海士有木二三五番地一 市原市三和コミュニティセンター	〃
	令和八年四月十六日	市原市姉崎二、一五〇番地一 市原市立姉崎公民館	〃
	令和八年四月十七日	市原市南国分寺台一丁目二番地六 市原市立国分寺公民館	〃
	令和八年四月二十日	市原市下野九〇番地一 市原市立市津公民館	〃
	令和八年四月二十一日	市原市辰巳台西三丁目一四番地一 市原市立辰巳公民館	〃
	令和八年四月二十一日	市原市牛久五二〇番地一 市原市	〃

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
我孫子市	令和八年四月二十三日	原市立南総公民館	〃
	令和八年四月二十四日	市原市八幡一、〇五〇番地三 市原市八幡総合市民センター	〃
	令和八年四月二十七日	市原市五井五、四七二番地一 市原市立五井公民館	〃
	令和八年五月二日	〃	〃
	令和八年五月六日	我孫子市我孫子一、八五八番地 我孫子市役所	〃
	令和八年五月七日	〃	〃
	令和八年五月八日	我孫子市中里八一番地の三 我孫子市湖北地区公民館	〃
	令和八年五月九日	〃	〃
山武郡横芝光町	令和八年五月二十日	山武郡横芝光町宮川一、九〇二番地 山武郡横芝光町役場	〃
	令和八年五月二十一日	〃	〃
	令和八年五月二十二日	〃	〃

備考

一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。

二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。

二 計量法施行令第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検査規則第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で行うこととした定期検査に限る。）

検査区域	検査期日	検査場所
銚子市、館山市、茂原市、成田市、旭市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、富里市、香取市、山武市及び大網白里市並びに印旛郡酒々井町及び栄町、山武郡九十九里町、	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	特定計量器の所在の場所

芝山町及び横芝光町並びに長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町

三 計量法施行令第十条第一項第二号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検査規則第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。)

検査区域	検査期間	検査場所
千葉市、市川市、船橋市、松戸市及び柏市を除く県の区域	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	特定計量器の所在の場所

千葉県告示第百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、市原市加茂養老土地改良区の市原市加茂養老地区における土地改良事業(農業用排水施設の管理)計画の変更を令和八年三月三日付けで認可した。

この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この認可の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

令和八年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

令和八年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 保安林の所在場所

勝浦市守谷字浦之代七七六番二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び勝浦市役所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和八年三月十日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和八年三月十日から三週間、縦覧に供する。

令和八年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
一般国道三百五十六号	香取市佐原字有町イ三、九一〇番一地从先から字下川岸イ四三一番三地从先まで

千葉県告示第百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称

千葉都市計画公園事業八・二・八号通町公園

三 事業施行期間

令和元年十一月二十九日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

千葉県告示第百三十七号

千葉県収入証紙規則(昭和三十三年千葉県規則第十二号)第七条第八項の規定により、収入証紙売りさばき人の一般承継人から次のとおり収入証紙の売りさばきを継続して行う旨届出があった。

令和八年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

継続売りさばき人の住所及び氏名 館山市北条一、一三四番地 小倉輝一	前売りさばき人の住所及び氏名 館山市北条一、一三四番地 小倉一夫	備考 一 継続理由 死亡による承継 二 売りさばき場所 館山市北条一、一三四番地
---	--	--

千葉県告示第三百三十八号

平成四年千葉県告示第三百九十四号(千葉県収納代理金融機関の指定)の一部を次のように改正する。

令和八年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

表株式会社みずほ銀行の項中「内幸町一丁目一番五号」を「大手町一丁目五番五号」に改め、同表みずほ信託銀行株式会社(中央区八重洲一丁目二番一号)を「千代田区丸の内一丁目三番三号」に改め、同表株式会社三菱UFJ銀行の項中「丸の内二丁目七番一号」を「丸の内一丁目四番五号」に改め、同表横浜幸銀信用組合の項中「蓬萊町二丁目三番地」を「尾上町五丁目七七番地一」に改め、同表農林中央金庫の項中「有楽町一丁目一三番二号」を「大手町一丁目二番一号」に改める。

千葉県告示第三百三十九号

平成四年千葉県告示第三百九十四号(千葉県収納代理金融機関の指定)の一部を次のように改正する。

なお、この告示は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

表の備考第一号ただし書中「三菱UFJ信託銀行株式会社」を「次に掲げる金融機関」に改め、同号に次のように加える。

- イ 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ロ みずほ信託銀行株式会社
- ハ 株式会社東日本銀行
- ニ 株式会社群馬銀行

公

告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和八年三月十日から七月十日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月十日から七月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和八年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クリエイトS・D 銚子諸持町店
銚子市諸持町一八番三ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦
神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦
神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和八年十月二十日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、四二六平方メートル
- 5 駐車場の収容台数
五五台
- 6 駐車場の収容台数
四一台
- 7 荷さばき施設の面積
七二平方メートル
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
九立方メートル
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

購読料 本号 一部 一八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二三三)二六五八

11 午前八時三十分から午後十時まで
駐車場の自動車の出入口の数

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和八年二月十九日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び銚子市観光商工課